

国立研究開発法人森林総合研究所の
中期目標期間（平成23年度～平成27年度）
に係る業務の実績に関する評価書（案）
の概要

期間実績評価

項目		中長期計画	評定				自己評価		大臣による評価(案)		
			23	24	25	26	見込	評定	評定	評定に至った理由	
研究開発	第1-1(1)A	地域に対応した多様な森林管理技術の開発	・多様な施業システムに対応した森林管理技術の開発及び森林の機能発揮のための森林資源情報の活用技術の開発を行う。						B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ苗を活用した一貫作業システムによる低コスト再造林手法が開発された。 ・コンテナ苗育苗の効率化に向け、近赤外光を利用した画期的な種子選別法が開発された。 ・人工林の広葉樹林化に関する研究成果が「天然更新完了基準書作成の手引き」(林野庁作成)に掲載され、都道府県の天然更新完了基準書作成に活用された。 低コスト再造林という行政課題の解決に向け、着実な研究・技術開発が行われ、中期計画に沿った取り組みが実施されたことから「B」と評定する。
研究開発	第1-1(1)B	国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発	・路網整備と機械化等による素材生産の低コスト化技術の開発及び国産材の効率的な供給のための林業経営・流通システムの開発を行う。						B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「収穫予測・伐出見積りシステム」・「最適路網選定のためのソフトウェア」及び「架線系作業の選定のための支援プログラム」を開発した。 ・特に、防護服が林業事業者にとってコスト的にも有利であることを示し、防護服の普及を通じた労働災害の未然防止に貢献した。 手引書やマニュアル等の林業関係機関への配布や林野庁事業での活用がなされており、中期計画に沿った取り組みが実施されたことから「B」と評定する。
研究開発	第1-1(2)C	木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発	・木材利用促進のための加工システムの高度化及び住宅・公共建築物等の木造・木質化に向けた高信頼・高快適化技術の開発を行う。						A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・国産CLT、国産型桧合板、構造用MDF、高強度の構造用パーティクルボードなど多くの成果がJASをはじめとする規格・基準に反映され、関連産業界において実際に活用されており、民間企業とは異なる役割を果たしている。 ・特にCLTについては、JAS規格に必要な接着性能及び強度性能等のデータを整備してJAS原案作成委員会に直ちに提供し、通常と比較して非常に短期間でのJAS規格制定とそれによる国内でのCLT利用の促進に寄与した。 中期目標・計画で予定した技術開発は達成されたことに加え、木質材料の規格・基準策定に大きく貢献したことを評価し「A」と評定する。
研究開発	第1-1(2)D	新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発	・木質バイオマスの安定供給と地域利用システムの構築及び木質バイオマスの変換・総合利用技術の開発を行う。						A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス利用という国の政策に対応し、丸太とその他バイオマス生産に使用できるバイオマス運搬用フォワーダやチップパー付きプロセッサ等が開発されるとともに、ヤナギの短伐期施業技術が開発された。 ・発電規模と燃料バイオマス価格の値を使って経済性及び燃料消費量のシミュレーションが可能となった木質バイオマスエネルギー事業支援システムを開発したことは、想定以上の成果である。 ・リグニン産業の創出を目指した高機能性リグニン製品の開発が大きく進展し、SIP等の国家的プロジェクトで進められていることは高く評価できる。また、トドマツ枝葉からの抽出成分の利用では、空気清浄剤の製品化に成功し、加えて抗アレルギー活性や抗菌性等の機能の発現を明らかにしたことも高く評価できる。 ・これらの成果のうち、製品化された混練型WPC、トドマツ枝葉抽出成分を活用した空気清浄剤は有用性が認められ、WPCでは日本木材学会技術賞、トドマツ空気清浄剤では内閣府産学官連携農林水産大臣賞と井上春成賞を受賞した。また、スギを原料とするセルロースナノファイバーの製造技術に関し、nano tech 2016において新人賞を受賞した。 以上のとおり当初の計画以上の優れた成果が得られていることから「A」と評定する。
研究開発	第1-1(3)E	森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発	・炭素動態観測手法の精緻化と温暖化適応及び緩和技術の開発並びに森林減少・森林劣化の評価手法と対策技術の開発を行う。						A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・炭素動態観測手法の精緻化と温暖化適応及び緩和技術の開発に関しては、国際的な森林観測ネットワークの体制整備、全国統一的な森林土壌炭素のモニタリングなど、温室効果ガス及び炭素動態を観測し、森林への影響等の解明に貢献しているほか、ブナの適応策を提示するとともに、木材利用の排出削減効果の重要性を明らかにするなど、森林分野における温暖化の緩和・適応策に有用な知見をもたらしている。 ・森林減少・森林劣化の評価手法と対策技術の開発に関しては、人工衛星画像解析で雲の影響を取り除く独自技術により欠けた区域や継ぎ目のない世界初の大規模なブラジル・アマゾンの森林炭素蓄積量マップの作成、カンボジアなど3カ国での国・準国レベルでの森林炭素蓄積量の変化の算定など、世界各地でREDDプラス実施に向けた森林情報の把握に貢献している。特に、人工衛星画像解析によるマップ作成の手法は、衛星データが利用できる他の地域でも作成でき、温暖化による気候変動や環境変動の対策を講じるために不可欠な情報の提供が期待され、高く評価できる。 ・これらに加えて、平成28年度に策定された政府の気候変動適応計画に向けた中央環境審議会の影響評価報告書にブナの分布域の予測など本課題に関する多くの研究成果が活用されたこと、REDDプラスの基礎情報と必要な技術の分かりやすい解説書(Cookbook)の作成などREDDプラスに関わる刊行物、国際交渉への参加などによって国際的な議論の高まりや制度構築へ貢献した。中期目標期間の当初から、社会や政府の要請に応え、国内外の気候変動対策に寄与しており、高く評価できることから「A」と評定する。
研究開発	第1-1(3)F	気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	・環境変動・施業方法等が水資源・水質に与える影響評価技術の開発及び多様な手法による森林の山地災害防止機能強化技術の開発を行う。						A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐が水流出に及ぼす影響の解明、リモセン技術を使った崩壊危険地予測手法の開発など中期計画に沿った取組が実施された。 ・これに加えて、東日本大震災によって突発的に生じた海岸林と津波被害の実態の把握と津波軽減効果の評価を行うとともに、放射性物質による汚染に関しては森林内での放射性物質の動態を明らかにするなど、限られた予算と陣容の中で、機動的に取り組んだ。さらに、モニタリングや研究で得られた成果を、シンポジウム、講習会、ポータルサイト開設等により、広く社会に情報発信を続け、国民の不安の払拭に貢献したことから「A」と評定する。

期間実績評価

期間実績評価

項目		中長期計画	評定				自己評価		大臣による評価(案)	
			23	24	25	26	見込	評定	評定	評定に至った理由
研究開発	第1-1(3)G	森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発 ・シカ等による生物害に対する環境低負荷型の被害軽減・共存技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発を行う。	a	a	s	A	A	A	A	・シカ等生物による被害軽減・共存技術の開発については、シカ捕獲装置(森林型ドロップネット)やシカを誘引し狙撃するプログラムなど、全国各地で問題になっているシカ被害の軽減のための具体的な手法を開発するとともに、鳥獣保護管理法改正に貢献したことは高く評価できる。 ・スギ黒点病菌を添加した処理液を用いたスギ花粉飛散防止技術の開発は、実用化には至っていないものの、これまでにないスギ花粉症対策として期待されている。 ・生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発に関しては、森林多様性変動シミュレータを開発し、林業地における広葉樹林の配置を取り入れることにより、生物多様性の保全に持続的に貢献し得ることを明らかにした。 ・長年関心を持たれていたブナの豊凶メカニズムの解明が大きく前進した。 以上のとおり実用化につながる技術の開発や、科学的貢献などの成果も挙げていることから「A」と評定する。
研究開発	第1-1(4)H	高速育種等による林木の新品種の開発 ・林業の再生と国土・環境保全に資する250品種の開発を行う。 ・長期間を要する林木育種の高速化を図る。 ・多様なニーズに対応するための育種技術を開発する。	a	a	a	A	A	A	A	・新品種の開発数については、中期計画にある数値目標(250品種)が達成できた。 ・スギDNA情報及び形質データ取得、有用形質の連鎖地図の構築等により、ゲノム情報を活用した育種高速化の技術が体系化された。さらに、個体の検定データの統計解析により優良品種等の選抜期間を短縮することが出来る「前方選抜」の方法が我が国の林木育種において初めて開発された。 ・特定母樹については、中期目標設定時には想定されておらず、法律の改正により中期計画途中(平成25年度)から取り組まれたことであるが、エリートツリー等168種類を特定母樹に申請し、認定された。原種の配布も行い、国が進める特定母樹の増殖の施策に貢献した。 以上のとおり中期目標における所期の目標を達成したことに加え、その内容が施策への貢献度が高いものであること、さらに目標期間途中からの施策(特定母樹)に適切に対応したことから「A」と評定とする。
研究開発	第1-1(4)I	森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発 ・林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発を行う。 ・ゲノム情報を活用した森林植物の遺伝的多様性の解明と保全・評価技術の開発を行う。 ・樹木及びきのこ等微生物の生物機能の解明と利用技術の開発を行う。 ・バイオテクノロジーの育種への利用技術の開発を行う。	s	a	s	B	A	A	A	・林木遺伝資源の収集、保存・評価技術については、収集地等の情報の可視化による実効性の高い収集・保存手法が開発され、また、効率的にスギの遺伝資源を評価できるシステムも構築されている。 ・マツノザイセンチュウの拡大が懸念される中で、アカマツ遺伝資源の生息域内での適切な管理方策も提示された。 ・ゲノムを基盤とした遺伝情報の活用も樹木及びきのこ類で進んでいる。特にDNAを用いたサクラの品種管理体制が確立され、ユーカリのアルミニウム無害化物質が特定されて無立木地の緑化に向けた貢献があった。 ・バイオテクノロジーの育種への利用技術の開発については、遺伝子組換えによるスギの雄性不稔化技術の開発と組織培養を活用した薬用系機能性樹木の効率的な増殖技術の開発が進められた。 ・平成23年度において、放射性セシウム汚染に対応したヒラタケの栽培法の開発、スギ花粉中の放射性セシウム濃度の測定など、中期目標・計画外の原発事故対応に取り組んだこと、平成25年度において、林木遺伝資源の収集・保存・評価技術の開発やゲノム情報を活用した森林植物の遺伝的多様性の解明と保全・評価技術の開発で計画を上回る進捗をし、中期目標期間の全体を通して中期目標・計画以上の進捗があったことから「A」と評定する。
研究開発	第1-1(5)	研究基盤となる情報の収集・整備・活用推進 ・全国に配置された収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング、積雪観測等の各種モニタリングを実施する。 ・木材の識別等の有用な情報を整備しウェブサイト(ホームページ)等を用いてデータベースとして公開する。	a	a	a	B	B	B	B	・森林の成長・動態、水文、水質、積雪等の基盤データが継続的に収集され、公開されて利用者に提供されており、中期計画どおりであることから「B」と評定する。
研究開発	第1-1(6)	林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布 ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 ・育種素材として利用価値の高いもの、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね6,000点を探索・収集する。 ・生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、特性評価を行うとともに、配布に活用する。 イ きのこと類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 ・概ね500点を探索・収集し、増殖・保存及びその特性の評価を行うとともに、配布に活用する。 ウ 種苗等の生産及び配布 ・都道府県等に精英樹特性情報を提供する。 ・新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。 ・要請に応じて木材等の標本の生産及び配布を行う。	a	a	a	B	B	B	B	・林木遺伝資源の収集については、育種素材として利用価値の高いもの等6,645点が収集されており、中期計画にある目標点数を達成された。 ・これら収集された遺伝資源は貯蔵施設若しくは保存園等に保存され配布に活用されている。 ・きのこ類等の遺伝資源については平成26年度までに505点の菌株が収集され、中期計画にある目標点数を達成した。こうした収集された菌株は森林総合研究所のホームページ上に公開され利用に供されている。 ・種苗等の生産及び配布については、各年度とも都道府県等からの要望に対する充足率が100%であり、計画期間を通じての充足率90%以上が達成された。 以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。
森林保険	第1-2(1)	被保険者の利便性の確保 ・森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。						B	B	・森林保険業務の実施に関し、森林総合研究所に森林保険センターを設置し、森林組合系統や損害保険会社等から必要な人材を確保して配置するとともに、全国に森林保険契約の引受け等に係る窓口を整備したこと等により、従来の国での事業実施時とを比べて、被保険者の利便性の低下を招くことのない体制を整備し、円滑に事務を執行したこと及び利便性の向上に向けた課題等を把握した。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
森林保険	第1-2(2)	加入促進 ・災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。						B	B	・各種媒体を用いた広報活動による制度の普及を実施した。 ・加入促進に関する課題の把握を行った上で、重点的取組を整理し、これに沿って活動を行った。 ・森林所有者への効果的な働きかけ等に資する、業務委託先の事務担当職員への指導の強化等に取り組んだ。 ・林業関係機関への加入促進に向けた協力要請や民間企業への保険加入に向けた働きかけを実施した。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

期間実績評価

項目		中長期計画	評定				自己評価 評定	大臣による評価(案)			
			23	24	25	26		見込	評定	評定に至った理由	
森林保険	第1-2(3)	金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化	ア リスク管理体制の整備 ・適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備する。 ・外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置する。 ・森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 イ 内部監査体制の整備 ・適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。 ウ 職員の能力向上 ・適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備する。 ・実施方針に基づき適切に実施する。 エ 情報開示 ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。					B	B	B	・業務執行やリスク管理を監視する内部監査体制として、森林保険センターにリスク管理室を設置した。 ・森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置するとともに、同委員会において財務状況やリスク管理状況を専門的な知見から点検実施した。 ・金融業務の特性を踏まえ、職員の能力向上の観点からコンプライアンスや情報セキュリティ分野を含む職員研修計画を策定し、実施することで職員の能力向上に取り組んだ。 ・情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めているとともに、森林保険勘定の収支情報等を適切に開示することとしている。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
森林保険	第1-2(4)	研究開発との連携	・研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。					B	B	B	・気象災害等に係る研究開発部門と連携し、業務の高度化を図るための森林気象害リスク評価手法に関する研究の実施基本計画を作成している。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
造水成源等林	第1-3(1)ア	事業の重点化の推進	・効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所に限定する。	a	a	a	B	B	B	B	・ 中期計画期間内の全ての新規契約は、重要流域等の区域内に限定して契約を締結し、事業の重点化に取り組んだ。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
水源林造成等	第1-3(1)イ	事業の実施手法の高度化のための措置	a 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。 b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。 c 搬出間伐と木材利用の推進 ・二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。 また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。 ・現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。 なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。 d 森林整備技術の高度化 ・森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の検討会を通じて高度化を推進する。 ・事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。 ・森林整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。	a	a	a	B	B	B	B	・新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業等に限定した契約とし、また、既契約については、長伐期化、複層林化の推進により、公益的機能の高度発揮に努めた。 ・期中評価の指摘事項等について現場職員、造林者へ周知を図り、期中評価結果を事業へ適切に反映させるとともに、下刈りの事業コスト等の縮減に取り組んだ。 ・搬出間伐等の実施及び路網整備での積極的な間伐材を活用した工法の採用などに取り組んだ。 ・技術向上のための検討会の開催、スギコンテナ苗の導入に係る研究開発部門との連携した取組の推進及び事業地周辺の国有林、民有林との森林整備推進協定等の締結を推進した。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
水源林造成等	第1-3(1)ウ	事業内容等の広報推進	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。 さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。	a	a	a	B	B	B	B	・地域の林業関係者が参加する各地域の技術研究発表会での発表及び森林整備センターにおけるシンポジウムの開催等を通じて、事業成果を積極的に広報した。(研究発表実績は計画以上の33件の発表を行った。) ・ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行うことにより、事業の広報の強化・透明性の確保に努めた。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
造水成源等林	第1-3(1)エ	事業実施コストの構造改善	水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。 また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。	a	a	a	B	B	B	B	・「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、平成24年度において平成19年度と比較して15.5%(目標値15%)の総合的なコスト構造改善を達成した。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
水源林造成等	第1-3(2)ア	計画的で的確な事業の実施(特中・農用地)	a 事業の計画的な実施 ・特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、事業実施中の2区域を完了する。 ・農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、事業実施中の1区域を完了する。 ・事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。 b 期中評価の反映 期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。	a	a	s	B	B	B	B	・特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業を計画どおり事業完了させた。 ・また、完了後の評価も確実に実施した。 ・特定中山間保全整備事業(邑智西部区域)においては、豪雨災害等による被災に対して適切に復旧し事業を完了させており、また、災害発生時の集落の安全確保等に事業が貢献するという効果がみられたことは高く評価できる。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

期間実績評価

項目		中長期計画	評定				自己評価		大臣による評価(案)						
			23	24	25	26	見込	評定	評定	評定に至った理由					
水源林造成等	第1-3(2)イ	事業の実施手法の高度化のための措置(特中・農用地)	全区域の完了に向けた事業規模の縮小に対応しつつ、残事業において以下の取組を実施する。 a 環境の保全及び地域資源の活用配慮した事業の実施 ・必要に応じ有識者等の助言を受ける機会を設け、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施する。 ・二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、木材利用に努める。 ・資源の有効利用の観点から、建設副産物等の再生材の利用を行うなどの取組を実施する。 b 新技術・新工法の採用 ・事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業(以下「新技術導入事業」という。)等に登録されている新技術・新工法の導入に努める。 ・施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事の推進に努める。				a	a	a	-	B	B	B	・環境に配慮して木材や再生材を利用したほか、新技術や新工法を採用し、計画どおり事業実施した。 ・また、地域住民による参加型直営施工工事を実施した。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。	
造水成源等林	第1-3(2)ウ	事業実施コストの構造改善(特中・農用地)	特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。				a	a	a	-	B	B	B	・「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、平成24年度において平成19年度と比較して15.1%(目標値15%)の総合的なコスト構造改善を達成した。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。	
水源林造成等	第1-3(3)	廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施	ア 債権債務管理業務等の実施 平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。 イ 保全管理業務の実施 機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。				a	a	a	B	B	B	B	・林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、計画どおり徴収し、償還業務についても確実に実施した。 ・機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、関係地方公共団体と連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施し、平成25年度に全区間の移管が終了した。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。	
研究開発	第1-4	行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化	・他の機関と研究課題の重複の排除し、産学官連携を強化しつつ効率的な研究開発の実施し成果の利活用の促進する。(特に、地球温暖化対策に向けた研究) ・自然災害等への緊急対応のほか、喫緊の重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行う。行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。 ・国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供する。 ・国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施し、成果の利活用を促進する。 ・国有林野を活用した研究開発、検定林の設定、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。 ・林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行う。				s	a	a	B	B	B	B	B	・東京電力福島第一原子力発電所の事故に対し、放射性物質影響評価を迅速に新設して体制を確立し、森林における影響や除染に関する調査・研究を実施している。 ・林産物の日本農林規格の改定・CLTの日本農林規格の制定に貢献するなど、社会的な要請に対応している。 以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。
研究開発	第1-5	成果の公表及び普及の促進	(1) 成果の公表及び広報 ・研究開発の成果等については、様々な広報手段を活用し、効果的かつ効果的な広報活動をする。また、一般市民、自治体、各種団体等との連携やネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションに努める。 ・国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。 ・研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。 (2) 成果の利活用の促進 ・普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。 ・自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。 ・知的財産の取得に努め、情報提供し、その利活用の促進に努める。				a	a	a	B	B	B	B	(1) 成果の公表及び広報 ・各種刊行物の発行、本支所・科学園での一般公開や公開シンポジウムの開催、外部イベントへの出展を行った。森林講座・森林教室の開催や外部イベントへの参画を行った。 ・平成23～27年度において466名を海外に派遣し国際研究集会へ研究発表をした。また、国内外の学会、シンポジウムに参加し、口頭及びポスターにより1,100～1,200件/年の発表を行った。 ・研究員一人当たりの論文数は、各年度とも年平均1.0報を上回っており、成果の公表がなされている。 ・一般公開等の参加者数は増加傾向にあり、積極的に国民との双方向コミュニケーションに努めているものとする。 (2) 成果の利活用の促進 ・毎年特筆すべき成果を毎年30件程度選抜し、研究成果選集として出版した。 ・文献情報は、図書資料管理システム(ALIS)と林業・林産業国内文献データベース(FOLIS)へ入力した。 ・知的財産の取り扱いについて、平成23～27年度において特許出願数は国内26件、国外3件で、登録数は国内42件、国外20件であった。 以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。	
研究開発	第1-6	専門分野を生かしたその他の社会貢献	(1) 分析及び鑑定 ・民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。 (2) 講習及び指導 ・研究成果を活用した講習の実施、講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れる。 ・海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れる。 ・都道府県等に対し、採種(穂)圃の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行う。講習会を合計100回を目標に開催する。 (3) 国際機関、学会等への協力 ・我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 ・政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。				a	a	a	B	B	B	B	(1) 分析及び鑑定 ・民間、行政機関等からの依頼に対し、相当数の鑑定・検査を実施した。 (2) 講習及び指導 ・外部からの依頼に対し研修講師として毎年350～450人の派遣を行った。 ・大学、県、民間から毎年70～90名を研修生として受け入れた。 ・(独)国際協力機構(JICA)等の個別研修で毎年200名前後の海外からの研修生を受け入れた。 ・新品種等の利用を促進するための講習会を平成23～27年度の間に121回実施した。 (3) 国際機関、学会等への協力 ・国際機関等へ平成23～27年度の間に493名派遣し、海外の大学や国際研究機関と連携・協力して平成23～27年度で毎年35～80件程度の国際共同研究やプロジェクト研究を実施した。 以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。	

期間実績評価

項目	中長期計画	評価				自己評価		大臣による評価(案)	
		23	24	25	26	見込	評価	評価	評価に至った理由
総務(共通) 第2-1	<p>効率化目標の設定等</p> <p>(1) 効率化目標 ア 研究開発 ・人件費を除く運営費交付金予算で行う業務については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う。 イ 森林保険業務 ・支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営をする。 ・業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 ウ 水源林造成事業等 ・引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成22年度経費と比較して、1. 一般管理費については30%、2. 常勤役職員の人件費(退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については20%、3. 事業費については30%削減する。</p> <p>(2) 給与水準 ・給与水準については、平成23年度までに国家公務員と同程度とするともに、平成24年度以降においても、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 総人件費 ・平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、見直しを行う。</p>	a	a	a	B	B	B	B	<p>(1) 効率化目標 ア 研究開発 ・運営費交付金について、業務経費で対前年度比1.0%、一般管理費で対前年度比3.0%の削減目標を毎年度達成した。 ・給与水準は国家公務員と同水準であり、毎年度、検証結果や取組状況を適切に公表した。 ・総人件費については、平成23年度において人件費削減率6%以上(平成17年度比)を達成するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)を踏まえ、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24・25年度に給与の減額支給措置を実施するなど、総人件費の抑制に努めた。 イ 森林保険 ・森林保険業務では費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図るとともに、効率的な業務運営をより着実なものとするための取組を行ったことは評価できる。 ウ 水源林造成事業等 ・水源林造成事業等において、一般管理費、人件費については中期計画の目標を達成した。 ・一方、事業費については、中期計画の削減目標30%に対し、23.6%の削減となったが、これについては、平成22年度の目標策定時以降、森林吸収源対策等を推進するため、政策的に政府予算の配分が行われたことが影響しているものであるが、事業の適切な執行及び引き続きコスト縮減に努めたことは評価できる。</p> <p>(2) 給与水準 ・給与水準については適正であり、総人件費の削減も適切に行われた。</p> <p>(3) 総人件費 ・平成23年度において、平成17年度と比し、人件費削減率6%以上を達成した。</p> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>
総務(共通) 第2-2	<p>資源の効率的利用及び充実・高度化</p> <p>(1) 組織等 ア 研究開発 ・機動的な組織の点検・見直しを行う。 ・調査のフィールドとしている試験林については、計画的に設置箇所の見直しを行う。 イ 森林保険 ・「森林保険センター」を設置する。 ウ 水源林造成 ・森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止する。 ・森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共有化を早期に実施する。 ・水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。</p> <p>(2) 保有資産 ア 研究開発 ・保有の必要性について不断に見直しを行い、国への返納等を検討する。 ・島津・宇治見実験林は国への返納措置又は売却を行い、連光寺実験林は国への返納措置又は売却を検討する。 ・共同研究等による連携・協力を進める。 ・施設及び設備、機械の保守管理については、業務の性格に応じて計画的に外部委託を行う。 ・成宗分室(杉並区)及び職員共同住宅(盛岡市)については、国への返納措置を行う。 イ 水源林造成 ・奈良水源林整備事務所(奈良市)については、(1)の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また国への返納措置又は売却を検討する。 ・いずみ倉庫(福島市)については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>(3) 職員の資質向上 ・研究職員については、国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加を啓発する。 ・業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努める。高度な専門知識が必要とされる業務については、的確な要員配置を行えるよう、各種研修に職員を参加させる。 ・職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守等を推進する。</p>	a	a	a	B	B	B	B	<p>(1) 組織等 ・国の森林保険事業を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置し、さらに職員の資質向上を目的とした研修等に取り組んだ。 ・森林整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了に伴い中期計画に沿って廃止しており、保有資産については、保有資産検討プロジェクトチームにおいて保有の必要性を判断し、国庫納付を進めた。 ・組織等検討プロジェクトチームにおいて経費の削減及び事務・事業の効率化の観点から検討を行い、組織等に係る見直しが検討された。</p> <p>(2) 保有資産 ・保有資産については、本所において保有資産検討プロジェクトチームを設置し、保有の必要性について不断の見直しを行い、今般、2資産について国庫返納のための手続きを進めた。 ・施設・整備等の点検・保守業務について外部委託を進めるとともに、本所の管理業務については官民競争入札制度に基づく企画競争(4者応札)実施するなど契約の適正化を図った。 ・研究施設・設備・機器については、共同研究において民間企業の大型製造施設や実用化のためのノウハウと、研究所の豊富な分析機器や性能評価についてのノウハウとの効率的な活用を図った。 ・研究職員の学位取得について、前中期計画終了時の71%から81%に上昇したこと、また、語学研修や海外留学などにより職員の資質向上に努めた。 ・コンプライアンス研修等の取組を実施し、法令遵守について職員へ周知徹底を図ったこと、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、セミナーを開催するなどして、男女共同参画意識の啓発に努めた。</p> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>
総務(共通) 第2-3	<p>契約の点検・見直し</p> <p>・契約については、調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。 ・この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。 ・密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。 ・外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。 ・監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備する。</p>	a	a	a	B	B	B	B	<p>・調達等合理化計画を策定し、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底のために掲げた取組をすべて実行した。 ・入札・契約事務については、外部有識者を含めた委員会による審査や監事及び会計監査人によるチェックを受け、適正な執行に努めた。 ・監査従事職員については、会計検査院主催の会議、セミナー等に参加させ資質の向上を図った。 ・水源林造成事業等に係る工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約手続き等の透明性の確保を図るため、入札監視委員会を開催し、入札及び契約手続きの運用状況についての調査審議を行うなど、適正に実施された。 以上のよう、中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>

期間実績評価

項目	中長期計画	評 定				自己評価		大臣による評価(案)				
		23	24	25	26	見込	評定	評定	評定に至った理由			
総務(共通) 第2-4	内部統制の充実・強化	・「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制を強化する。 ・リスク管理活動などの取組において、PDCAサイクルを有効に機能させる。		a	a	a	C	C	B	C	<ul style="list-style-type: none"> 研究部門において、平成25年度に職員のメールアドレス盗用問題、平成26年度に不適正経理処理事案、カルタヘナ法違反が次々と発覚し、各事案の発覚後に再発防止策は講じられたものの、発覚前の中長期目標期間全体において内部統制の充実・強化は不十分と言わざるを得ないため、「C」と評定する。 森林保険業務のコンプライアンスを推進するための基本的な姿勢を定めたこと、情報セキュリティの確保に向け、全職員を対象とした研修を実施したことに加え、委託先であるシステム運用会社や森林組合システムに対する指示・指導などにより、森林保険センターが扱う情報の漏洩防止等に取り組んだことについては評価できる。 森林整備センターにおいて、危機管理体制の整備及び労働災害対策等の推進に適切に対処するため外部講師による講習や研修会等の開催したことについては評価できる。 	
総務(共通) 第2-5	効率的・効果的な評価の実施及び活用	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家・有識者による研究評議会の開催など、研究所の活動・業務運営全般にわたって外部からの意見を適切な方法で聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。 研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。 研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行う。評価制度は不断の見直しを行い、組織内の良好な意思疎通を図るとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。 一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 		a	a	a	B	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 本所及び支所において、外部有識者からなる研究評議会が開催され、委員の指摘を踏まえ、対応策が検討され次年度計画の見直しに反映された。 9つの研究重点課題の自己評価については、重点課題評価会議を開催し、外部評価委員の経験に基づく診断・評価がなされ、その評価結果を研究所全体で議論し、今後の基本方針や研究業務の効果的な推進について検討を行うなど、PDCAが有効に機能した。 研究職員の業績評価が行われ、評価結果が勤勉手当等に反映された。 <p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>	
総務(研究開発) 第3-1(1)	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、中期目標に定められた経費削減目標を踏まえて適切な運営に努める。 		a	a	a	B	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 業務経費について、効率化及び優先度の見直しが行われ、当該経費が節減された。 光熱費について、効率化及び優先度の見直しが行われ、当該経費が節減された。 車両リース契約、土地借料について、効率化及び優先度の見直しが行われ、当該経費が節減された。 <p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>	
総務(研究開発) 第3-1(2)	自己収入の拡大に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得する。 受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保する。 種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。 特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、保有コストの低減し、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大させる。 		a	a	a	B	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金については、政府受託の件数が減少する中で、全体では一定の件数が獲得された。 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)、「独立行政法人森林総合研究所の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」(平成22年12月24日農林水産省決定)の指摘も踏まえ、毎年度、種苗配布価格の見直しを行い、可能な範囲で配布価格が引き上げられた。 保有特許の見直し(放棄)が行われ、保有コストが削減された <p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>	
総務(森林保険) 第3-2(1)	積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)も踏まえ、リスク管理のための委員会において、 毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 <p>(その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。)</p>							B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置・開催し、積立金の規模の妥当性について検証を行った。 <p>以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>
総務(森林保険) 第3-2(2)	保険料収入の増加に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進等に取り組む。 							B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 各種媒体を用いた広報活動等を実施した 林業関係機関への加入促進に向けた協力要請や民間企業への保険加入に向けた働きかけを実施した 継続契約の更新確保に向け、森林組合システムと連携した保険契約の満期案内を送付した <p>以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>
総務(水源林) 第3-3(1)	長期借入金等の着実な償還	<ul style="list-style-type: none"> コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。 なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す。 		a	a	a	B	B	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、人件費等業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収を実施し、長期借入金及び緑資源債券を確実に償還した。 林野庁から公表されている木材価格や内閣府が公表している長期経済見通しを参考に、毎年度、将来の造林木販売収入の見積りを行い、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直した。 <p>以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>
総務(水源林) 第3-3(2)	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営	<ul style="list-style-type: none"> 効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 		a	a	a	B	B	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 森林農地整備センター本部及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借り上げ経費を削減したこと、従来から取り組んでいる電気使用量の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進などにより、一般管理費を平成22年度経費と比較して46.3%削減した。 人件費についても、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成22年度と比較して26.2%削減している。一方、事業費については、新たな森林吸収源対策を推進するなどの政策的要請に応えたこともあり、平成22年度と比較して平成26年度においては23.6%の削減となっている。 <p>以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>

期間実績評価

項目		中長期計画	評定				自己評価 評定	大臣による評価(案)		
			23	24	25	26		見込	評定	評定に至った理由
総務 (水源林 造成)	第4- (3)	水源林造成事業等(短期借入金) 56億円 (想定される理由) 一時的な資金不足	a	a	a	B	B	B	B	・短期借入金の借入れに至った理由は合理的かつ適切であり、資金の調達に当たっては、競争入札(引き合い)により、より低利な資金調達に努めた。 ・中期計画期間内の各事業年度における短期借入金は、中期計画で示された短期借入金限度額の範囲内とし、年度内に確実に償還を行った。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
総務 (水源林 造成)	第5	不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 (1) 不要財産の処分に関する計画 水源林造成事業等に係る以下の不要財産については、当該施設の廃止後速やかに、現物納付により国庫納付を行う。また、その他の保有資産についても、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。 成宗分室(杉並区) 職員共同住宅(盛岡市) 青山分室(盛岡市) 書類倉庫(盛岡市) (2) 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 90,000ha	a	-	a	B	B	B	B	(1)不要財産の処分に関する計画 ・中期計画に示された全ての不要財産(成宗分室、職員共同住宅、青山分室、書類倉庫)の国庫納付が計画どおり行った。 ・中期計画に示されていない財産についても、必要に応じて不要財産に指定し、適正な手続きにより処分した。 (2)不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 ・不要財産以外の重要な財産についても適正に処分を行った。 以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
総務 (研究開発)	第7-1	施設及び設備に関する計画 以下のとおり、重点的な研究開発の推進、省エネルギー対策等に必要な整備を計画的に行う。 このほかに、研究開発業務に必要な不可欠である根幹的な施設の老朽化に伴う対策について、積極的な整備・改修に努める。 施設・設備の内容 研究開発用施設の整備・改修等 特別高圧受変電設備改修 予定額(単位:百万円) 1,161± \pm 1,600 [注記]「 \pm 」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費	a	a	a	B	B	B	B	・予算を踏まえ計画的に、老朽化した又は東日本大震災で損傷した施設・設備の改修が行われた。 以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。
総務 (共通)	第7-2	人事に関する計画 (1) 人員計画 ア 研究開発 ・研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。 ・管理部門の効率化に伴う適切な要員配置を行う。 (参考1) 期首の常勤職員数 787人 イ 森林保険業務 ・森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考2) 平成27年度当初の常勤職員数 36人 ウ 水源林造成事業等 ・事業の見直し、組織の再編・統廃合、雇用確保対策及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等をすすめる。 (参考3) 期首の常勤職員数 437人 (2) 人材の確保 ・研究職員の採用については任期付採用制度の活用並びに若手研究者及び女性研究者の積極的な採用に留意しつつ、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保する。 ・森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。	a	a	a	B	B	B	B	(1)人員計画 ア 研究開発 ・研究開発業務については、女性研究者・外国人研究者が積極的に採用され、多様で優れた人材が確保された。 ・不適正な経理処理に対応しての組織再編など、課題を踏まえ適切な対応が行われた。 イ 森林保険業務 ・森林保険業務については、効率的・効果的な事業の実施や専門性の向上等の観点から、適切な人材を確保、配置された。 ウ 水源林造成事業 ・森林整備センターの職員配置については、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制になるよう適切な人事配置が行われた。 (2)人材の確保 ・広く公募をかけた結果、第3期中期目標期間に289名(うち女性59名)の応募があり57名(うち女性15名)を採用した。任期付研究員についても55名(うち女性11名)の応募があり16名(うち女性5名)を採用した。採用者のうち、外国人研究職員を3名(うち女性1名)採用した。 ・森林保険業務の確実かつ効率的・効果的な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保し適切に配置した。 以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。
総務 (共通)	第7-3	環境対策・安全管理の推進 ・研究所に設置している関係委員会による点検、管理、施設整備等に取り組み、教育・訓練を実施する。 ・施設の整備及び維持管理に取り組むとともに、資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化、循環資源のリユース及びリサイクルの徹底、化学物質の管理強化等を推進し、これらの実施状況について環境報告書として公表する。	a	a	a	B	B	B	B	・老朽化した設備を省エネ型に更新するなどの取組により、CO2排出量、総エネルギー使用量、上水使用量の削減目標を達成し、環境負荷の低減に努めた。 ・各種環境対策が実施され、その状況について環境報告書により公表された。 ・水源林造成事業の現場業務における蜂・マダニ災害等への予防対策、応急対策が措置された。 ・安全衛生・健康管理に係る研修等により職員への周知がなされ、安全な職場環境の形成に向けた取組が行われた。 以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。
総務 (共通)	第7-4	情報の公開と保護 ・研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報公開業務の充実に図り、適正かつ迅速な対応に努める。 ・個人の権利及び利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いをより一層推進する。 ・情報セキュリティポリシーに沿った対策を推進するため、実施基準、ガイドライン等を整備するとともに、役職員への教育、研修を実施する。	a	b	a	B	B	B	B	・法人文書の管理及び法人文書ファイル管理簿の電子化を行うとともに、情報公開制度に伴う開示請求に適切かつ迅速な対応を行う体制を整備するなど、情報公開が推進された。 ・「情報の格付け及び取扱制限に関する実施基準」「情報セキュリティハンドブック」が作成され、情報セキュリティの強化が推進された。 ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修等が行われ、情報セキュリティに対する意識向上が図られた。 ・平成25年度に「標的型メール攻撃」により職員のメールアドレスが盗用される事案が発生したことは遺憾であるが、その後研修・訓練等を実施して再発防止に努めた。 ・森林保険業務については、多数の個人情報を扱う金融業務という点を踏まえ、情報セキュリティ確保のために必要な体制整備等の取組が実施された。 以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

期間実績評価

項目		中長期計画	評 定				自己評価		大臣による評価(案)	
			23	24	25	26	見込	評定	評定	評定に至った理由
・水 総 源 務 林 (造 研 成 究)	第7-5	積立金の処分 (1) 研究・育種勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。 (2) 水源林勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。 (3) 特定地域整備等勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。	a	a	a	B	B	B	B	(1) 研究・育種勘定 ・前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に1,143,131千円を充当し、収支の均衡を図った。 (2) 水源林勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当し、借入金等の償還を円滑に行った。 (3) 特定地域整備等勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは償還に要する費用に充当し、負担金の徴収等を円滑に行った。 各勘定において、中期計画で定められた使途に積立金を充当され、適正に処理された。このように、中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。